東南アジア・オセアニア地域税務ニュース

2026 年 10 月号 | Volume 58

目次

01 **今月のハイライト** p.1

02 **各国税務ニュース（2026 年 10 月 1 日時点）** p.2-3

オーストラリア　フィリピン　シンガポール　タイ

ベトナム

03 **セミナー情報** p.3

04 **各国問い合わせ先** p.4

今月のハイライト

1. オーストラリア税務当局は 2026 年 9 月 4 日に、ソフトウェア販売代理店による海外サプライヤーへの支払いがロイヤルティ源泉徴収税の対象となる場合を示した通達を最終化しました。併せて、取引を 5 段階のリスクゾーンに分類する案も公表しました。本ルーリングは過去の支払いにも適用され、自己評価を行わない場合は中・高リスクとされるため、海外送金を行う企業は、源泉徴収の要否を過年度も含めて確認する必要があります。
2. フィリピン内国歳入庁は 2026 年 9 月 22 日付で電子請求書に関するガイドラインに係る通達を公表しました。これまでに公表されている歳入規則において、対象となる納税者は 2026 年 12 月 31 日までに電子請求書の発行を開始することが求められていましたが、本通達では制度の運用に関するより詳細なガイダンスが示されています。
3. タイ内閣は 2026 年 7 月 27 日に、7%の付加価値税の軽減税率を 2026 年 10 月 1 日から 2027 年 9 月 30 日まで延長する旨を公表しました。7%の軽減税率には、地方税も含まれます。歳入局長官によれば、付加価値税の軽減税率の延長により、国内消費水準の維持に加え、タイ経済の成長目標の達成にも寄与することが期待されています。

各国税務ニュース（2026 年 10 月 1 日時点）

オーストラリア



ソフトウェアロイヤルティに係るルーリングの最終化

オーストラリア税務当局（ATO）は、2026 年 9 月 4 日、ソフトウェア販売代理店による海外サプライヤーへの支払いがロイヤルティ源泉徴収税の対象となる場合を示した TR 2026/2 を最終化しました。併せて、取引を 5 段階のリスクゾーンに分類する実務コンプライアンスガイドライン（PCG）案も公表。契約上の名称ではなく、知的財産権の使用など取引全体の実質で判断する姿勢を明確にしています。ルーリングは過去の支払いにも適用され、自己評価を行わない場合は中・高リスクとされるため、海外送金を行う企業は、源泉徴収の要否を過年度も含めて確認する必要があります。

フィリピン



電子請求書（Electronic Invoice）に関するガイドライン

内国歳入庁（BIR）は 2026 年 9 月 22 日付で通達（RMC No. 98-2026）を公表し、電子請求書に関するガイドラインを示しました。これまでに公表されている歳入規則において、対象となる納税者は 2026 年 12 月 31 日までに電子請求書の発行を開始することが求められていましたが、本通達では制度の運用に関するより詳細なガイダンスが示されています。

シンガポール



ファンド向け税制優遇措置に関する通達の公表（続報）

シンガポール金融通貨庁（MAS）は 2026 年 7 月 31 日にファンド向けの税制優遇措置に関する通達を公表しました。先月号では、非シングルファミリーオフィスに関する変更点を紹介しましたが、今月号では、同通達におけるシングルファミリーオフィスに関連する変更点を紹介します。主な変更点は下記のとおりです。

- 国内事業支出要件の調整
- 基準期間における投資プロフェッショナル採用の猶予期間
- 資本投下要件（CDR）の簡素化
- 運用資産残高要件（AUM）の簡素化

詳しくは Tax bulletin をご参照ください。

タイ



タイ内閣が付加価値税（VAT）の軽減税率 7%の延長を公表

2026 年 7 月 27 日、タイ内閣は、7%の付加価値税（VAT）の軽減税率を 2026 年 10 月 1 日から 2027 年 9 月 30 日まで延長する旨を公表しました。歳入局長官によれば、付加価値税（VAT）の軽減税率の延長により、国内消費水準の維持に加え、タイ経済の成長目標の達成にも寄与することが期待されています。

デュアルユース品目（DUI）に対する 輸出許可要件の強化

タイ商務省（Ministry of Commerce: MOC）は、デュアルユース品目の輸出および再輸出に対する輸出規制を導入するための 2 通の通達を最終化し、官報に掲載しました。

(i) 通達 1： 核関連のデュアルユース品目（カテゴ リー0）に対する輸出許可証の取得義務化

(ii) 通達 2：デュアルユース品目の輸出および再輸出の承認に関する基準、手続きおよび条件

デュアルユース品目の輸出および再輸出における基準、手続きおよび条件に関する通達は 2026 年 6 月 30 日に施行され、デュアルユース品目（カテゴリー0）に対する輸出許可要件は 2026 年 7 月 30 日に施行されます。

輸出規制の対象となるのは、デュアルユース品目として分類され、輸出規制分類番号（ECCN）に指定された DUL List I に掲載される製品に限られ、輸出業者は、輸出許可の要否を判断するために、自社製品が本リストに記載されている品目に該当するかを確認する必要があります。なお、対象となる品目は、今後さらに追加されることが見込まれます。

ベトナム



2026 年 6 月 30 日から実施される ASEAN AEO 相互承認取り決め

2026 年 6 月 30 日より、ベトナムと他の ASEAN 加盟 9 カ国との間における ASEAN 認定事業者（Authorized Economic Operator: AEO）相互承認取り決め（ASEAN AEO Mutual Recognition Arrangement: AAMRA）が正式に実施されました。

これにより、ベトナムの AEO による ASEAN 各国向け輸出、および ASEAN 各国の AEO からベトナムへの輸入については、AAMRA の規定に基づく貿易円滑化措置の適用を受けることができます。

税務および請求書に関する罰則を定める政令 291/2026/ND-CP 号

2026 年 7 月 21 日、ベトナム政府は税務および請求書に関する行政処分を規定する政令 125/2020 を改正する政令 291/2026 を公布しました。政令 291/2026 は公布日に即日発効しました。

政令 291/2026 では、ベトナム税務当局から税務情報交換を目的として要求された情報の提供を怠った場合に対する新たな罰則が導入されました。国別報告書（Country-by-Country Report: CbCR）は、税務情報交換の対象となる税務文書の一つです。そのため、移転価格文書化に関する三層構造（Three-tiered Transfer Pricing Documentation Framework）の要件に基づく提出義務および通知義務を遵守しない場合、政令 291/2026 で導入された新たな罰則制度の適用対象となる可能性があります。

税務登録に関する新ルール：企業が押さえるべき重要ポイント

財政省は、2026 年 6 月 30 日付の通達 90/2026/TT-BTC を公布し、2026 年 7 月 1 日から施行しました。この新通達は、税務管理法に基づく税務登録に関する事項についてガイダンスを示すものです。背景には、データ活用、電子本人確認、システム連携、そしてデジタル型ビジネスモデルへの対応によって、税務行政がますます高度化していることがあります。

税務行政に関する新通達

財政省は 2026 年 6 月 30 日付の通達 89/2026/TT-BTC を発行し、税務管理法 2025 およびその法令 252 の実施に関する指針を提供しています。通達 89 は 2026 年 7 月 1 日から施行されます。通達 89 は、税務管理法 2025 および法令 252 の実施に関する指針を提供するとともに、税務コンプライアンス管理、税還付、租税条約上の救済措置、税負担の割り当て、税務監査手続きに関する重要な事項について更新しています。また、本通達はこれまで税務管理規則の下で適用されてきた特定の指針を明確にし、置き換わるものとなります。

税関上の要件を満たさない EPE について優遇対象外となるとの見解を示した税関当局の公式書簡

2026 年 8 月 7 日、税関は、非関税地域に適用される税関検査および監督要件を一つ以上満たさなくなった輸出加工企業（EPE）への税制政策の適用に関する第 4 地域税関支局からの問い合わせに対し、公式書簡第 20010/CHQ-GSQL 号を発行しました。

セミナー情報

【オーストラリア】日豪税務コネクト M&A シリーズ Part 1: 豪州インバウンド M&A の税務デューデリジェンスとストラクチャリングの全体像と最新動向

本セミナー「日豪税務コネクト」では、これまで 4 回にわたり豪州税制の概要や直近の税制改正を日本語で解説し、多くの反響をいただいてまいりました。

このたび、日系企業が豪州で M&A 活動を行う際に関連する税制および実務上の留意点を、複数回に分けて取り上げる M&A シリーズ を開始しました。

第 1 回となる今回は入門編として、豪州へのインバウンド M&A における税務ストラクチャリングおよび税務デューデリジェンスの基礎を取り上げます。制度の解説にとどまらず、それぞれの論点について、案件対応の経験から見えてきた実務上の留意点や最近の動向（外国居住者 CGT 改正法案の状況を含む）を交えて解説しています。

配信期間：2026 年 9 月 16 日（水）～2026 年 12 月 15 日（火）

各国問い合わせ先

より詳しい情報、または個別案件への取り組みやご相談につきましては、PwC の貴社担当者もしくは下記担当者までお問い合わせください。

共同統括責任者	神保 真人（税理士法人 パートナー）、菅原 竜二（PwC インドネシア パートナー）	
PwC 税理士法人（日本）	神保 真人、野田 幸嗣（移転価格）、大橋 全寿（移転価格）、青木 一憲（金融・不動産）	
PwC インドネシア	菅原 竜二（カントリーリーダー）、深澤 直人、井上 由貴、塩澤 祐人、浅井 広太郎、猪原 匡史、沖田 広希、千野根 夏美、森口 侑起	問い合わせ先： id_jbd@pwc.com
PwC タイ	武部 純（カントリーリーダー）、起塚 雅也	問い合わせ先： th_jbd@pwc.com
PwC ベトナム	今井 慎平（カントリーリーダー）、杉本 有里、金原 悠也 、武田 勇人	問い合わせ先： vn_jbn@pwc.com
PwC フィリピン	東城 健太郎（カントリーリーダー）、林田 俊哉	問い合わせ先： ph_jbd@pwc.com
PwC マレーシア	杉山 雄一（カントリーリーダー）、佐藤 祐司、	問い合わせ先： my_pwc_japandesk@pwc.com
PwC シンガポール	ハワード・オオサワ（カントリーリーダー）、宮尾 祥平、松本 弥生、青地 駿一、野木 玄	問い合わせ先： sg_japan_desk_tax@pwc.com
PwC オーストラリア	寺﨑 信裕（税務カントリーリーダー）、長尾 林太郎	問い合わせ先： au_japan@pwc.com

Tax Academy について

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース（有料）を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

http://www.pwc.com/jp/tax-academy

バックナンバーは、こちらからご覧ください。

PwC は、クライアントが複雑性を競争優位性へと転換できるよう、信頼の構築と変革を支援します。私たちは、テクノロジーを駆使し、人材を重視したネットワークとして、世界 137 カ国に 364,000 人以上のスタッフを擁しています。監査・保証、税務・法務、アドバイザリーサービスなど、多岐にわたる分野で、クライアントが変革の推進力を生み出し、加速し、維持できるよう支援します。詳細は http://www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2026 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.